平成２９年（フ）第１７２号
愛知県一宮市西大海道字本郷99番地　ラヴィーヌ205号
債務者　中野　一夫
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７３号
愛知県一宮市西大海道字本郷99番地　ラヴィーヌ205号
債務者　中野真奈美（旧姓熊崎）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１９３号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西松山55番地１　コーポ西松山101号
債務者　横山沙矢香
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１９６号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字寺東53番地１　エンゼル照光２Ａ
債務者　山田　秀一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２００号
愛知県一宮市別明町３丁目20番地　コーポ谷川301号
債務者　村井　明美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４０８号
大阪府高槻市西冠３丁目８番16号　エクセレント高槻Ｂ棟108号、前住所大阪府高槻市北大樋町13番10号
債務者　樴之浦　剛
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７０９号
大阪府四條畷市美田町９番２号
債務者　森田　晴美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７１０号
大阪府四條畷市美田町９番２号
債務者　森田　大平
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７１１号
大阪府四條畷市美田町９番２号
債務者　森田　優子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８２６号
大阪市平野区瓜破東１丁目３番１－105号
債務者　石津　龍也
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６０号
大阪市生野区生野西４丁目７番６号　ＯＭハイツ302号
債務者　田邊賢志郎
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９９０号
大阪市鶴見区今津南４丁目８番４－202号、前住所大阪市鶴見区今津中２丁目４番33号　ロイヤル田中　305
債務者　小西　惠子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００７号
大阪市平野区長吉出戸７丁目９番37－411号、前住所大阪市平野区喜連東２丁目２番36号
債務者　鴨崎　角栄
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１７１号
大阪市東成区大今里西３丁目15番39号　今里西青山ビル　301号
債務者　森山　佳勇
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２１９号
大阪府寝屋川市日新町14番４号（203号）、前住所大阪府枚方市出口２丁目２番７号
債務者　羽田野猛史
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３８６号
大阪市東成区東中本２丁目10番８号　プラザ緑橋202号
債務者　井むらこと　井村　幸則
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４４３号
大阪市平野区長吉長原１丁目８番１号　フォレスト長原305号室
債務者　吉本　辰弥
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部